

**\*\*\* 4月の主なスケジュール \*\*\***

開催日時	種別	内容
4月12日(木) ・13日(金)	相談会	労働保険・社会保険なんでも個別相談会 詳細は今月号裏面をご覧ください。

**金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要**

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.81%~2.40%
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告決算書 最近2期分(申告されている場合)</li> <li>・見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書または登記簿謄本</li> <li>・最近2期分の確定申告書・決算書</li> <li>・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)</li> <li>・見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>

★お申込み・お問い合わせ先★  
 日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

**労働保険・社会保険 なんでも個別相談会**

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

- 日 時：4月12日(木)~4月13日(金) 9:00~16:00
- 会 場：新津商工会議所 3階ホール 予約不要
- 相談員：専門相談員
- 主な相談受付項目



- ・労働保険年度更新申告手続き等
- ・雇用保険、労災保険に関する事
- ・年金、健康保険に関する事
- ・労働基準法に関する事
- ・雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
- ・その他(労働、社会保険問題全般)

**金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)**

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.11% ※2018年 3月 9日現在
-------	---------	---------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
 (北部地区：遠山、東・南部地区：近藤、西部地区：真野)  
 経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

**資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)  
4月 3日(火)・ 5月 1日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)  
4月10日(火)・ 5月 8日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

**~小規模企業の経営者の皆様へ~**

**退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済**

小規模企業共済制度とは個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります!

- 掛金は、全額所得控除  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い  
掛金は月額1,000円~70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで(TEL:0250-22-0121)



新津商工会議所

No.381-2 2018年3月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

## 平成30年度の雇用保険料率について ～平成29年度から変更ありません～

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりです。

負担者 事業の種類	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

## 平成30年度の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率について

平成30年度の協会けんぽの健康保険料率が本年3月分(4月納付分)より、次のとおり変更となりました。

○新潟支部健康保険料率…9.63% (前年度は9.69%)

○介護保険料率……………1.57% (前年度は1.65%)

※40歳以上65歳未満の方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。それ以外の方は健康保険料率のみ適用されます。

## 日本年金機構からのお知らせ

### ◆ 年金の予約相談を実施中 ◆

混雑時期でもお客様のご都合に合わせて、スムーズに受付できます。ご相談内容によりスタッフが事前に準備の上、丁寧に対応させていただきます。

予約相談の実施時間帯	平日(月～金)	8:30～16:00
	第2土曜日(開所日)	11:00～15:00

予約状況によっては、ご希望日・時間帯のご予約をお受けできない場合もありますので、ご了承ください。

お申込みはお電話で、新潟県内の年金事務所または「ねんきんダイヤル」(TEL:0570-05-1165)へお願いします。

※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

補助金情報 販路開拓などをお考えの小規模事業者の皆様へ！

中小企業庁 平成29年度 補正予算事業

## ＜小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ＞

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者が経営計画に基づいて行う、各種販路開拓(チラシ作成・ホームページ作成・店舗改装・展示会出展・商品開発等)、業務効率化(ITの利活用等)に係る費用について50万円(補助率2/3)を上限に補助します。

補助金の申請にあたっては、商工会議所へ事業支援計画書の作成、交付を依頼する必要があります。

1. 受付締切日 平成30年5月18日(金)  
(事業支援計画書の作成依頼は5月11日(金)までをお願いします。)
2. 採択結果公表 平成30年7月中頃
3. 補助事業期間 採択通知後から平成30年12月31日(月)まで
4. 補助対象者 常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者(商業、サービス業は5人以下)  
※これまでに公募採択を受けて補助事業を実施した方でも前回の補助事業と異なる事業であれば申請可能です。
5. 補助上限額 50万円(補助率2/3)  
※但し、賃金引き上げ・買い物弱者対策・海外展開・複数の小規模事業者が連携して取り組む場合は100万円から500万円までが上限額となります。
6. 公募要項等 公募申請書等はホームページを参照下さい。  
→ <http://h29.jizokukahojokin.info/>



本補助金の申請には応募事業者が商工会議所の支援を受けながら「経営計画書、補助事業計画書」等を作成し、商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。

締切間際の場合には対応できないこともありますので、応募される事業者は早目に当所経営指導員までご相談下さい。